

## 質疑書への回答

「宮崎市議会タブレット端末等賃貸借業務」の委託業務について提出がありました質疑書について、以下のとおり回答します。

番号	該当資料 該当箇所	質疑事項	回答
1	仕様書の4. 賃貸借物品等	Apple Business Manager を用いたアカウントレスの運用で良いでしょうか。	Apple Business Manager を用いたアカウントレスの運用も可能とします。
2	仕様書の4. 賃貸借物品等	Apple Business Manager の設定は、どちらの部署で実施されますか。	落札者決定後、発注者側で調整します。
3	告示文の4. 入札参加手続等 (提出書類のケ※実績確認書類)	他の自治体への導入実績及び契約書を開示することができませんが、よろしいでしょうか。	契約書の写しに限らず他自治体への導入実績を客観的に確認できる書類をご提出ください。
4	仕様書の9. 見積事項	見積額と、実際の請求額が相違してもよろしいでしょうか。	初期費用や端数等を初年度初月の請求にまとめるなど、見積額(月額)から算定される契約総額の範囲内で、発注者と協議のうえ請求時期を調整することは可能です。
5	仕様書の10. 支払方法	初期設定、完成図書、マニュアル、研修等の費用は、端末の賃貸借に係る費用に合算してよろしいでしょうか。	初期設定・完成図書・マニュアル・研修については、落札者と別途契約予定ですので、見積額から除外し積算を行ってください。